（商店街活性化事業計画の軽微な変更の届出）

第四条　法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　同一年度内における商店街活性化事業の実施時期の変更

二　前号に掲げるもののほか、認定商店街活性化事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと経済産業大臣が認める変更

（商店街活性化支援事業計画の認定の申請）

第五条　法第六条第一項の規定により商店街活性化支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）又は特定非営利活動法人は、様式第三による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　一般社団法人等が作成する商店街活性化支援事業計画に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあっては定款及び役員名簿

二　最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない一般社団法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）

三　登記事項証明書

四　認定の申請に関する意思の決定を証明する書類

五　一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであることを証明する書類、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものであることを証明する書類

3　特定非営利活動法人が作成する商店街活性化支援事業計画に係る第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款、役員名簿及び社員名簿

二　最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書（設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三　登記事項証明書

四　認定の申請に関する意思の決定を証明する書類

五　当該特定非営利活動法人がその社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものであることを証明する書類

（商店街活性化支援事業計画の変更の認定の申請）

第六条　法第七条第一項本文の規定により商店街活性化支援事業計画の変更の認定を受けようとする認定商店街活性化支援事業者は、様式第四による申請書一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該商店街活性化支援事業計画に従って実施される商店街活性化支援事業の実施状況を記載した書類

二　一般社団法人等にあっては前条第二項各号に掲げる書類、特定非営利活動法人にあっては同条第三項各号に掲げる書類

（商店街活性化支援事業計画の軽微な変更の届出）

第七条　法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　支援に係る商店街振興組合等の住所又は代表者の変更

二　同一年度内における商店街活性化支援事業の実施時期の変更

三　前二号に掲げるもののほか、認定商店街活性化支援事業計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと経済産業大臣が認める変更

（権限の委任）

第八条　法第四条第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を法第五条第四項において準用する場合を含む。）、第五条第一項から第三項まで並びに第十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限（二以上の経済産業局の管轄区域にわたり行われることとなる商店街活性化事業計画に関するものを除く。）は、商店街活性化事業が行われることとなる地域を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　法第六条第一項、同条第三項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十三条第二項に規定する経済産業大臣の権限は、商店街活性化支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は認定商店街活性化支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十一年八月一日）から施行する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同号を同条第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　機構法第十五条第一項第十二号に規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条に規定する業務に関する事項

第十七条第二項中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改める。

第三十七条第一項第一号に次のように加える。

ニ　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第六条第一項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に基づいて、施設又は設備を整備する事業を行う一般社団法人等

様式第1

商店街活性化事業計画に係る認定申請書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　　印

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。